

廃棄公文書の選別の報告

2022年12月27日

長野県公文書審議会委員 瀬畑 源

○選別作業について

- ・10月31日の審議会において、現物確認は依田委員と筆者に一任された。
- ・筆者の担当箇所については、事前に原課から追加の説明の記入を行ってもらい、それに基づいて1次的な選別を行った。11月30日にはその結果を各委員に情報公開・法務課からメールで通知した。
- ・12月19日、20日、長野県庁において、現物の確認作業を行った。

○選別の基準について

- ①昭和27年度以前のもものは移管とした。同じファイルは、継続性の観点から、それ以後の年度のものもすべて移管した。
- ②知事レクが含まれているものは、重要な政策決定過程の文書が含まれるとみなして、原則移管対象とした。また、県が主体的に関わり、知事が出席して発言をしているような会議も、原則移管対象とした。
- ③国への陳情に関する文書は、当時の県が何を問題としていたのかが明確に分かる文書であること、県の政策決定に大きな影響を与えていることから、原則として移管対象とした。また、国の行政機関とのやりとりが含まれているものも原則移管対象とした。
- ④30年以上（旧・永年保存）文書については、原則として移管したが、明らかに残す価値がないと思われたものについては廃棄とした（8015・8024 帳票のデータが並んでいのみ、9336 協議会資料だが実際には国や他県の担当者呼んで交流会をしているだけ、27313 家畜防疫対策の当時の記録だが、残しておいて利用されるとは思えない、など）
- ⑤主管となっていない文書については、原則として廃棄した。
- ⑥橋梁などの設計図など、建築関係の図面が残されているものは、原課に別途保存がされていることを確認できたもの以外は移管対象とした。
- ⑦審議会、協議会などについては、外部の有識者や市民が入っているものは、原則として移管をすることにした。大学などの教育機関の会議や教員の配置表、学校日誌などは、学校の歴史を振り返る際に重要など判断して移管対象とした。
- ⑧その他、当時の状況がわかるような文書については、広めに移管をすることにした。

○委員に意見を伺いたい点

- ・5398、54406 文書分類表について

—筆者は、各部署の仕事の内容が見えるから移管と主張したが、職員の話によると、例年通り変わらない運用をしている部署では、新たに分類表を作成しないこともあったようで

あり、統一的に文書が残っていないものだと説明された。

・ 55185-189 知事表彰について

- 公文書管理規程上、県の表彰は「顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ業績に関するもの」のみ移管であり、原則廃棄となっている（別表第1の（6）エ）。
- この文書には、教員の知事表彰の推薦書などが含まれている。国の叙勲についての書類は残っているが、県の知事表彰の文書は残さなくて良いのか？
- 職員の話だと、知事表彰はさまざまな部署で行われており、すべてが県公報に載っているわけでもなく、制度が非常に複雑になっている。これをすべて残そうとすると膨大になる可能性があるとの説明あり。
- 残す必要があるのか？—誰が受賞したかという一覧は移管する必要があるように思えるが、そのような網羅的に情報を集められて作られている書類はない

以上